一般国道　４７７号　令和８年災　第１０１号　災害復旧工事（倉垣）

随意契約理由書

令和８年６月、台風６号に伴う豪雨の影響により、豊能郡能勢町倉垣地内の一般国道 477 号において道路崩落が発生し、当該崩落箇所を含む一部区間において、現在、通行止めとなっており、9.9km のう回が必要となっている。

本路線は、京都府との府県間を結ぶ主要な路線であり（2,413 台/24 時間　大型車混入率 11.5%）、沿線には集落及び商業店等が立地していることから、通行止めによる府民生活への影響は多大なものがある。

上記を踏まえ、早期に通行止めを解除する必要があるが、当該箇所への仮設道路設置には相当な期間を要し、また、本復旧工事の施工期間よりも長期間となることから、一刻も早く本復旧工事に着手し、崩落した道路を復旧する必要があるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に基づき、直ちに発注の必要のある「特に急迫を要する緊急の工事」とし緊急随意契約を行い、速やかに工事着手し、早期の通行止め解除を図るものである。

なお、本業務の施工業者については、下記の理由から、（株）セイショウを選定するものとする。

（選定理由）

・当該箇所近傍に営業所を有している。
・災害時施工能力事前審査認定業者の登録を受けている。
・現在、本路線をはじめとする当該地域の道路維持修繕に係る単価契約工事を受注しており、緊急に資機材及び人員の調達が可能である。
・道路維持修繕に係る単価契約業者として被災当初から応急復旧に着手しており現場を熟知している。
・過年度には本事務所発注の道路防災工事等を多数受注し完了してきた実績を持つ。

以上